常陸太田市消防団活動・安全管理マニュアル

令和３年４月

目　　次

第１章　総則
１　はじめに　Ｐ１
２　安全確保の１０則　Ｐ１
３　消防団の権限と役割　Ｐ２

第２章　火災編
１　出動時の留意事項　Ｐ８
２　消防車両運行上の留意事項　Ｐ８
３　現場到着時の留意事項　Ｐ８
４　水利部署時の留意事項　Ｐ９
５　ポンプ運用時の留意事項　Ｐ１０
６　ホース延長時の留意事項　Ｐ１１
７　建物火災の留意事項　Ｐ１１
８　建物火災残火処理の留意事項　Ｐ１２
９　林野火災時の留意事項　Ｐ１２
10　林野火災残火処理の留意事項　Ｐ１３
11　現場引揚時の留意事項　Ｐ１３

第３章　風水害編
１　警戒巡視での留意事項　Ｐ１８
２　河川巡視での留意事項　Ｐ１９
３　浸水地域での留意事項　Ｐ１９
４　崖崩れ地域での留意事項　Ｐ２０
５　強風時の警戒での留意事項　Ｐ２０
６　資器材搬送時の留意事項　Ｐ２０
７　水防工法時の留意事項　Ｐ２０
８　水防活動時における退避基準　Ｐ２１

第４章　震災編
１　参集時の留意事項　Ｐ２４
２　活動時の留意事項　Ｐ２４
３　活動時に予想される緊急対策　Ｐ２５
４　自治会や自主防災組織等との連携　Ｐ２５

第１章　総則

１　はじめに

消防団員は「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより、平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果たし、これまでも消防団の特性である地域密着性や即時対応力そして大きな要員動員力を活かして様々な災害から市民を守ってきた。しかし、近年は、建築物の構造の変化や異常気象に伴う自然災害による甚大な被害が多く発生するなど危険性や状況変化が著しく、高度な災害現場対応が要求されるようになってきた。これに伴って危険要素が数多く存在する災害現場では、より的確な安全確保が必要になる。

このような事から、各種災害現場での消防団活動と安全管理について明確化することで、すべての団員が安全、迅速かつ現有する消防力と組織力を最大限に発揮させることを目的とし、消防団員の活動の手引きとなるように本マニュアルを作成するものである。

また、マニュアルの内容については、今後も各関係機関と連携しながら、適時適切な見直し作業を行っていくものする。

２　安全確保の１０則

（１）安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策である。

（２）災害現場は、常に危険性が潜在する。安易に慣れることなく危険に対する警戒心を緩めるな。

（３）部隊及び隊員が指揮者の掌握から離脱することは、重大な事故につながる。独断的な行動を慎み積極的に指揮者の掌握下にはいれ。

（４）危険に関する情報は、現場の全隊員に迅速に徹底せよ。危険を察知したものは直ちに指揮本部に報告し、緊急の場合は周囲に知らせて危害を防止せよ。

（５）興奮、狼狽は事故の土壌になる。どんな活動環境下においても冷静さを失うな。

（６）機械及び装備に対する知識の欠如は、事故を誘引する。各種資機材の機能性能限界を明確に把握し、安全操作に習熟せよ。

（７）安全確保の基本は、自己防衛である。自己の安全は、まず自身が確保せよ。

（８）安全確保の第１歩は、防火着装に始まる。完全な着装を常に心がけよ。

（９）安全確保の前提は、強靭な気力、体力にある。平素から激動に耐えうる気力と体調を持続せよ。

（10）事故事例は、かけがえのない教訓である。内容を詳細に把握し、行動の指針として活かせ。

3　消防団の権限と役割

（1）消防団の権限

消防団員には任務遂行にあたり、必要な権限が与えられている。十分に理解して有効に活用する。

【 情 報 提 供 】 消防法第２５条	消防対象物の関係者に建物構造や、逃げ遅れの有無など消防活動に必要な情報の提供を求めることが出来る。
【 優 先 通 行 権 】 消防法第２６条	消防車両が災害現場に出動する際は、他の車両等に優先して通行することが出来る。
【 緊 急 通 行 権 】 消防法第２７条	火災現場に到着するために緊急に必要があるときは、一般交通の用に供しない道路や空地などを通行することが出来る。
【消防警戒区域の設定】 消防法第２８条	消防活動、火災調査等を十分に行うため一定のもの以外の立入を禁止または制限することが出来る。
【 緊 急 措 置 権 】 消防法第２９条	消防活動に必要があるときは消防対象物やその土地を使用、処分使用の制限が出来る。 緊急の必要があるときは、火災現場付近のものに消防活動の協力を依頼し従事させることが出来る。
【 守 秘 義 務 】 地方公務員法第３４条	職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。 その職を退いた後も同様とする。

（2）消防団の役割

消防団は地域に密着した存在であるがゆえに、災害が発生した時には誰よりも真っ先に災害現場に駆けつけ、避難誘導や避難所の運営支援等、災害時には最初から最後まで活動することが余儀なくされる。

また、実に様々な活動に従事し、地域コミュニティの核というべき存在であるとともに、特別職の地方公務員である消防団員は、行政と地域住民との「つなぎ役」も果たすなど、公助の側面と共助の側面を有しており、地域防災力を高めるため、消防団の役割は極めて大きなものになっている。

《参考》消防団の業務　消防力の整備計画指針

	業　　務	活動内容
1	火災の鎮圧に関する業務	消火活動、火災発生時における連絡業務、火災現場における警戒（鎮火後も含む）等
2	火災の予防、警戒に関する業務	防火訓練、広報活動等の火災予防活動、年末警戒等

3	救助に関する業務	水難、山岳救助活動、救助事故現場における警戒、行方不明者の捜索等
4	地震､風水害等の災害予防､警戒､防除等に関する業務	住民の避難、誘導、災害防除活動、災害発生時における連絡業務等
5	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する業務	武力攻撃事態等における避難住民の誘導等
6	地域住民等に対する協力､支援及び啓発に関する業務	応急手当の普及指導、イベント等の警戒などへの参加を通じた防火意識の啓発等
7	消防団の庶務の処理等の業務	業務計画の策定、団員の募集等
8	その他､地域の実情に応じて､特に必要とされる業務	地域の実情に応じて、特に必要とされる消防に関連する業務

（3）消防団活動における出動指令及び指揮系統・任務内容

原則として､火災の出動指令は電話での順次指令及びメール配信で行う。必要に応じ分団の追加等を行う場合は電話連絡で、分団長へ行うこととし、不在の際は副分団長、部長に連絡する。他の災害は電話連絡及びメールでの情報配信を行う。

①火災出動時

火災活動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。

階　級	任務内容
団　長 副団長	・消防団全体を統括し、総括的な指揮監督する。 ・本部職員と連絡調整を行い、活動方針の決定を行う。 ・現地指揮本部（消防団指揮本部）の運営を行う。
支団長 副支団長 指導員	・正副団長の補佐にあたる。 ・統括指揮と安全管理について指示する。 ・必要に応じ現地指揮本部（消防団指揮本部）の運営を行う。 ・水利部署、中継態勢、筒先配備等の指示と把握に努める。
分団長 副分団長	・分団の統括指揮と安全管理について指示をする。 ・現地指揮本部（消防団指揮本部）からの指示を団員に周知させる。 ・本部職員と活動の連絡調整を行い、団員に周知させる。 ・水利部署、中継体制、筒先配備等の指示と把握に努める。

部　長 班　長	・部、班の統括指揮と安全管理について指示する。 ・上司の指示等を団員に周知させる。 ・効果的な水利部署、筒先配備を心掛けること。 ・活動支援（警戒区域の設定、飛び火警戒、照明確保など）を積極的に指示すること。
団　員	・上司の命令を受け、その任務に従事する。

②水防出動時

水防出動時の指揮系統や任務内容は下記のとおりとする。

階　級	任務内容
団　長 副団長	・水防団全体を統括し、総括的な指揮監督する。 ・水防本部の運営を行う。 ・水防本部において連絡調整を行い、活動方針の決定を行う。
支団長 副支団長 指導員	・正副団長の補佐にあたる。 ・各分団の活動状況などを把握し、情報を整理する。 ・必要な場合は現場出動し、現場指揮をとる。 ・活動の調整及び水防本部への状況報告を行う。
分団長 副分団長	・分団の統括指揮と安全管理について指示をする。 ・水防本部からの指示を団員に周知させる。 ・本部職員と活動の連絡調整を行い、団員に周知させる。 ・被害及び活動状況等を水防本部へ報告する。
部　長 班　長	・部班の統括指揮と安全管理について指示する。 ・上司の指示等を団員に周知させる。 ・被害及び活動状況等を分団長に報告する。
団　員	・上司の命令を受け、その任務に従事する。

③震災等の大規模災害出動時

震災や自然災害による大規模災害時は同時多発かつ広域に被害が発生することが予想されることから、指揮系統、組織体制は水防出動時の指揮、任務内容に準じること。

④その他の災害出動時

上記以外の出動の際は火災出動時の指揮、任務内容に準じること。

⑤消防団出動区域

出動区域は下記のとおりとする。

太田支団出動区域																	
地区・町＼分団		第1分団	第2分団		第3分団		第4分団		第5分団		第6分団		第7分団	第8分団		第9分団
			第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部		第1部	第2部	
太田	宮本町	●	●	●					●	●				●		●
	内堀町	●	●	●					●	●				●		●
	東一町	●	●	●					●	●				●		●
	東二町	●	●	●					●	●				●		●
	東三町	●	●	●					●	●				●		●
	塙町	●	●	●					●	●				●		●
	金井町	●	●	●					●	●				●		●
	山下町	●	●	●					●	●				●		●
	木崎一町	●	●	●					●	●				●		●
	木崎二町	●	●	●					●	●				●		●
	西一町	●	●	●					●	●				●		●
	西二町	●	●	●					●	●				●		●
	西三町	●	●	●					●	●				●		●
	寿町	●	●	●					●	●				●		●
	中城町	●	●	●					●	●				●		●
	栄町	●	●	●					●	●				●		●
誉田	馬場町	●	●	●	●	●	●	●								
	新宿町	●	●	●	●	●	●	●								
	増井町	●	●	●	●	●	●	●								
	下大門町	●	●	●	●	●	●	●								
	上大門町	●	●	●	●	●	●	●								
	瑞竜町	●	●	●	●	●	●	●								
佐都	里野宮町		●	●	●	●	●	●								
	白羽町		●	●	●	●	●	●								
	茅根町		●	●	●	●	●	●								
	常福地町		●	●	●	●	●	●								
	春友町		●	●	●	●	●	●								
河内	町屋町		●	●	●	●	●	●								
	西河内上町		●	●	●	●	●	●								
	西河内中町		●	●	●	●	●	●								
	西河内下町		●	●	●	●	●	●								
機初	幡町				●	●			●	●	●	●				
	三才町				●	●			●	●	●	●				
	西宮町				●	●			●	●	●	●				
	田渡町				●	●			●	●	●	●				
	長谷町				●	●			●	●	●	●				
	高貫町				●	●			●	●	●	●				
世矢	小目町	●							●	●	●	●	●			
	亀作町	●							●	●	●	●	●			
	真弓町	●							●	●	●	●	●			
	大森町	●							●	●	●	●	●			
西小沢	岡田町										●	●	●	●	●	●
	小沢町										●	●	●	●	●	●
	内田町										●	●	●	●	●	●
	落合町										●	●	●	●	●	●
	堅磐町										●	●	●	●	●	●
	上土木内町										●	●	●	●	●	●
	沢目町										●	●	●	●	●	●
幸久	上河合町	●	●										●	●	●	●
	下河合町	●	●										●	●	●	●
	藤田町	●	●										●	●	●	●
	栗原町	●	●										●	●	●	●
	島町	●	●										●	●	●	●
佐竹	磯部町	●							●				●	●	●	●
	谷河原町	●							●				●	●	●	●
	天神林町	●							●				●	●	●	●
	稲木町	●							●				●	●	●	●

金砂郷支団出動区域

地区・町 ＼ 分団・部		第1分団		第2分団		第3分団		第4分団	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
久米・郡戸	久米町	●	●	●	●	●			
	大平町	●	●	●	●	●			
	薬谷町	●	●	●	●	●			
	大里町	●	●	●	●	●			
	芦間町	●	●	●	●	●			
	玉造町	●	●	●	●	●			
	新地町	●	●	●	●	●			
	花房町	●	●	●	●	●			
	松栄町	●	●	●	●	●			
	中野町	●	●	●	●	●			
	小島町	●	●	●	●	●			
金郷・金砂	高柿町	●				●	●	●	●
	岩手町	●				●	●	●	●
	大方町	●				●	●	●	●
	竹合町	●				●	●	●	●
	箕町	●				●	●	●	●
	下利員町	●				●	●	●	●
	宮の郷町	●				●	●	●	●
	中利員町	●				●	●	●	●
	千寿町	●				●	●	●	●
	上利員町	●				●	●	●	●
	下宮河内町	●				●	●	●	●
	赤土町	●				●	●	●	●
	上宮河内町	●				●	●	●	●

水府支団出動区域

地区・町 ＼ 分団・部		第1分団		第2分団		第3分団		第4分団	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
山田	東連地町	●	●	●	●				
	和田町	●	●	●	●				
	松平町	●	●	●	●				
	棚谷町	●	●	●	●				
	国安町	●	●	●	●				
染和田	和久町	●	●	●	●				
	町田町	●	●	●	●				
	西染町	●	●	●	●				
	中染町			●	●	●	●		
	東染町			●	●	●	●		
	河内西町			●	●	●	●		
天下野	天下野町					●	●	●	●
高倉	下高倉町					●	●	●	●
	上高倉町					●	●	●	●

里美支団出動区域									
地区・町 ＼ 分団・部		第1分団		第2分団		第3分団		第4分団	
		第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部	第1部	第2部
賀美・大中	上深荻町	●	●	●	●				
	大菅町	●	●	●	●				
	小菅町	●	●	●	●				
	折橋町	●	●	●	●				
	大中町			●	●	●	●		
小里・里川	小中町			●	●	●	●		
	小妻町					●	●	●	●
	徳田町					●	●	●	●
	里川町					●	●	●	●

※備考

・第１出動：●による出動。

・第２出動：支団全ての分団から出動。災害種別や発生場所等によっては、隣接する分団・部からも出動。

・第３出動：常陸太田市消防団全ての分団から出動。

・第２出動以降の出動は、現地本部及び団本部からの指令により出動する。

（４）活動時や参集時における安全確保

①活動時における安全管理

消防団の業務は多岐にわたり、団員としての活動の範囲も広範なものとなっている。消防団員として、火災や風水害、その他の事案に対して活動を行う際は、報告や連絡を密にして行動を行うとともに、活動中において危険を察知した場合は決して無理をせずに活動を中止するなど、安全確保を優先させること。

なお、活動中において負傷や体調不良が認められた場合は、すみやかに指揮者へ報告の上、活動を中止し療養に努めること。

②参集時における安全管理等

ケガや体調不良などにより活動が行なえないと判断される場合は、無理に参集せず消防団活動への参加を自重すること。

また、勤務中に出動の命令があった場合は勤務先へ報告し、許可を得た後に行動すること。

なお、参集時における移動については法や規則を遵守し、安全運転に努めて参集すること。

第２章　火災編

火災は、時間の経過により危険度は増大する。また、極度の緊張と興奮した状態での消火活動であるため、「自分自身の安全は自分で守る」との強い自覚を持ち、常に指揮者、団員が冷静な判断を行い、相互に安全確保し、任務を遂行すること。また、設備、機械器具及び資器材を活用して市民の生命及び財産の保護にあたり、被害を最小限にとどめなければならない。

１　出動時の留意事項

（１）原則として活動服、編み上げ靴、ヘルメット、手袋を装着し、最低３名以上で出動すること。また、火元で消火にあたる者は防火衣、防火ヘルメットを装着すること。

（２）指揮者は必ず乗車状況を確認後、機関員に発進の合図を行うこと。

（３）やむを得ず自家用車等で災害現場へ向かう場合は、緊急車両の要件を満たさないため、交通法規に従い現場へ向かう。なお、その際の服装は、出来るだけ上記と同じとすること。

２　消防車両運行上の留意事項

（１）出動に際して、シャッター等がある車庫においては、シャッター等が完全に開放されているか確認すること。

（２）車両の運行は、交通関係法規等に規定する事項を厳守すること。

（３）緊急走行は、赤色灯及び前照灯、標識灯を点灯させサイレンを吹鳴すること。

（４）緊急走行中でも、無理な進入や追越しは慎むこと。

（５）緊急通行権や優先通行権を過信せず、常に安全確認を配慮するものとし、交差点への進入時は必ず徐行や一時停止し周囲の確認を行うこと。

（６）交差点進入時や一般車両を追越す場合は、拡声器やモーターサイレン等を積極的に活用し、周囲の状況を乗員全員で確認すること。

（７）出動の際は、他の隊も各方面から出動してくるため、特に交差点やＴ時路では、消防車両同士の衝突に注意すること。

（８）雨天時や積雪時は道路が滑りやすく、かつ見通しが悪くなるので、走行速度は控えめにすること。

３　現場到着時の留意事項

（１）二次災害を防ぐため、風上等の危険の少ない場所に停車するとともに、他の車両等の通行も考慮し停車すること。

（２）下車する際は、後続車や歩行者等の有無を確認してから車両のドアを開放す

ること。

（３）車両誘導の合図は、誘導棒、手信号、号令等により、距離、高さ、その他必要事項を明確に運転手に伝達する。誘導する際は、足元に注意し、一般車両、歩行者、他の団員等に注意して、車両の側方で行うこと。

（４）停車する際は、駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用すること。

（５）夜間は、前照灯、作業灯や投光器などの照明器具を有効に活用し、周囲の状況や足元を確認し作業を行うこと。

４　水利部署時の留意事項

（１）水利部署時は、給水活動、ホース延長、資器材搬送等の行動が競合するため、衝突する危険があり、他の消防車両及び団員の行動に注意すること。

（２）吸管操作は２名以上で行うこととし、消火栓、防火水槽の蓋は、転落防止のため吸管伸長してから開放し、吸管の結着又は投入を行う。開放後は、転落防止の措置をとること。

（３）消火栓は急激に水が噴き出す場合があるので、徐々に開放する。また、閉鎖時も消火栓施設、水道管等の破損を防ぐため徐々に閉鎖すること。

（４）河川等に転落の危険がある水利は、ロープ等で団員の身体を確保して吸管投入の作業を行う。また、救命胴衣が有れば着装すること。

（５）積雪、寒冷時は、滑りやすいため転倒に注意し、慎重に作業をおこなうこと。

《参考》防火水槽及び自然水利への吸管投入ポイント

・吸水の落差（ポンプから水利までの垂直距離）は７ｍ以内を目安にすること。
・水利までの距離がある場合は、吸管を2本連結すること。
・ストレーナー部は水面下30㎝以上深く潜らせること。
・吸管の向きは上流側に向けること。
・ストレーナー上部に渦が出来たら、放水圧を下げるか掘下げを行うこと。
・ストレーナー部が浮き上がる場合は、バールやホース等を重しにすること。

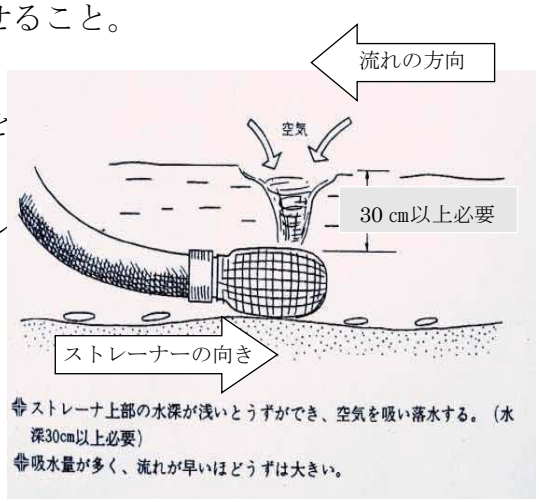

【揚水できない場合は・・・】
①ポンプレバーが入っているか確認。
②吸水口の開いているかを確認。
③各コック、バルブの閉まっているかを確認。
④吸管がしっかり、沈んでいるかを確認。
※慌てず、一つ一つ確認をしていくことがポイント。

５　ポンプ運用時の留意事項

（１）機関員は伝令や無線を活用し、筒先や中継先の状況を常時把握すること。

（２）常に圧力計や連成計を注視しながら、効果的な運用に努めること。

（３）各コックの開閉やスロットル操作は、急激な圧力の上昇などがないよう、各操作を注意して行うこと。

《参考》ポンプ計器の見方

連成計

・ポンプから出る水量とポンプに入る水量のバランスを示している。

・入る水の量が多い場合はプラスに動き、出る水が多いとマイナスに傾く。

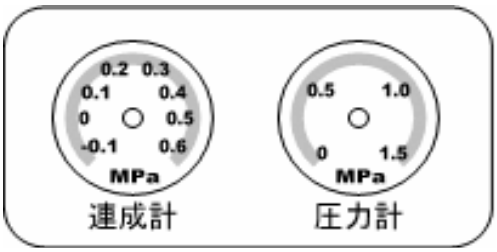

・マイナス側へ傾いた場合は放水圧力を下げる等の対応が必要。

【消火栓使用時、中継ポンプとして使用時】

① 揚水するとプラス方向へ傾く。

② 放水圧を上げると、徐々に０に近づいていく。

③ マイナスに傾くとキャビテーションが発生し、ポンプの故障や水道管の破損に繋がる。**指針は０以下にしないこと**。

【防火水槽、自然水利使用時】

① 真空ポンプを作動すると、マイナス側に傾く。
（真空ポンプ作動時はマイナス側へ傾き、揚水完了後０付近に戻る。）

② 放水圧を上げると、更にマイナス側へ傾く。

③ -0.1 MPa まで指針が傾くとキャビテーションが発生し、ポンプの故障の原因となる。

圧力計

・圧力計はポンプの吐出側に取りつけられ、放水圧力を示している。

・放水圧力（送水圧力）は0.3～0.5MPa 程度が一般的。

・筒先の開閉などで、一時的に圧力の上昇が見られる。

単位及び放水量

【放水圧力】 0.1MPa(メガパスカル) ≒ 1kg/cm2 (キロ)

【放水量】 0.3MPa～0.5MPa 放水時 ≒ 500Ｌ～650Ｌ(min)

6　ホース延長時の留意事項

（1）ホースは、無理な本数の搬送は行わず、他隊のホースによるつまずきや転倒に注意して、ホースの結合金具部付近を確実に保持し、周囲や前方の障害物に注意して延長すること。

（2）ホース又は筒先の結合時は必ず結合確認動作を行い、通水により離脱が無いようにすること。

（3）ホースは極力道路脇や歩道に延長し、後着隊や一般車両に支障がないよう心掛けること。

（4）ホースブリッジを設置する場合は、２名以上で行い、１名は交通整理を行う。現場に警察官がいる場合は警察官に交通整理を依頼すること。

7　建物火災時の留意事項

（1）原則として２名以上で筒先を担当し、余裕ホースを十分にとり移動や危険退避が速やかに行えるようにすること。

（2）建物の延焼状況、延焼程度等を観察し、家屋、壁等の倒壊、屋根の落下、床の踏抜き等の危険を考慮し､団員の安全確保を図れる場所を筒先部署として選定すること。

（3）バックドラフトやフラッシュオーバー等の急激な火炎の吹き返しがあるため、炎上している建物の窓やドアを開放する場合は開口部正面に位置しないなど特に注意すること。《Ｐ１２参照》

（4）筒先を移動する際は、足元の状況、高所からの落下物に注意すること。

（5）ノズルを急激に閉鎖すると、同じポンプ車から延長している他のホース圧力が急激に上がり危険なので、ノズルの急激な閉鎖は行わないこと。

（6）延焼拡大により、落下の危険がある瓦や看板などは、必要に応じストレート注水とび口等であらかじめ落下させてから活動すること。

（7）水は電気を通すため、通電の恐れのある電線やソーラーパネルへの放水は避ける。やむを得ず放水する場合は、噴霧放水とすること。

（8）消火活動が長時間にわたり連続作業になるときは、団員を順次交代し、疲労による注意力散漫に起因する事故を防止するとともに､活動していない団員は安全な場所で待機すること。

（9）夏季や長時間活動時においては熱中症対策を十分に図ること。

《参考》バックドラフト・フラッシュオーバーについて

【バックドラフトの徴候】
- 窓やドアの隙間から濃い煙が勢いよく噴き出している。
- 燃えている部屋の小さな開口部から、断続的に炎の先端が見られる。
- シャッターやドアノブが触れられないほど熱い。
- 呼吸するようにドアがガタガタ音をたてている。
- 口笛のような音が発生している。

【フラシュオーバーの徴候】
- 建物から褐色や黄色みの帯びた濃煙が噴き出している。
- 開口部解放後、噴出する煙が熱気を帯びており、また煙の室内への強い吸い込みがあり、煙が渦巻くような状態になっている。
- 間欠的に窓から噴出する煙の息継ぎが止み、静かに流れるような状況になっている。
- 屋内進入時、床に這わなければならないほど、煙の濃度が高くなっている。
- 天井下の煙の中に間欠的に炎が現れる。

※記載されている兆候が見られた場合は周囲に危険を知らせ退避すること。

8　建物火災残火処理の留意事項

（1）再燃の危険がないように努めること。

（2）瓦や壁、柱など排除する場合は活動隊に周知するとともに、一時退避させてから実施すること。

（3）屋内で作業する場合は、上階分部の崩落や床の抜け落ち、釘等による踏抜きに十分注意すること。

（4）畳、布団や衣類は内部で燃焼している可能性が高いため、屋外に搬出して十分に注水すること。

9　林野火災時の留意事項

（1）団員は相互に声を掛合い、行動は連絡できる範囲内とし、必ず指揮者の指示に従い、単独行動は絶対に行わないこと。

（2）進入は出来るだけ焼け跡や稜線を選び、谷間には進入しないこと。

（3）ジェットシューターで消火する際は、延焼や飛び火等に退路を断たれる危険があるため、周囲の下草等に予備注水を行うこと。

（4）水利が遠いと高圧で中継しながら長距離の送水になる。ホース線を確認し、ホースの破断による放水中断に注意すること。

（５）常に火面の拡大、延焼方向の急変に注意し、ホース線方向に予備注水を行うとともに、必ず退路を確保しておくこと。
（６）急斜面で延焼している場合は、落石、燃えくず等の落下危険があるため、真下での活動は出来る限り避けること。
（７）ヘリコプターでの消火活動の際、ダウンウォシュ（下向きの強風）による落石や枝葉の飛散、火勢の拡大に留意すること。
（８）斧、スコップ、チェンソー等を使用する場合は、周囲の団員が相互に連絡をとり、安全な距離を確保して実施すること。
（９）活動中に後方への飛び火、注水の中断、強い熱気や熱風を感じたら早めに退避すること。
（10）緊急に退避する場合は、護身用のスコップやジェットシューター等以外の資器材は放棄し、団員相互に結束し、迅速に行動すること。

１０　林野火災残火処理の留意事項

（１）残火処理順序は、風下側の延焼阻止線付近を優先し、そのほかは外部から中心部へ、低い場所から高い場所へ隣接隊と連携をとりながら行うこと。
（２）燃止り線を入念に点検、処理しなければならないが、地形、地被物、気象により思いもよらないことが起きる場合があるので注意すること。
（３）燃止り線未燃焼地側に対して３～５ｍの範囲に放水して、燃跡、燃止り線の点検、異常のないことを確認すること。
（４）鎮火後、全員引き揚げることなく隊員（ジェットシューター携帯）を一部残して、一定時間ごとに巡視警戒を行うこと。

１１　現場引揚げ時の留意事項

（１）使用した資器材の積み忘れがないよう、出動団員全員で積載の確認を行うこと。
（２）走行中に資器材が落下しないよう確実に固定されているか、扉等がロックされているか確認を行うこと。
（３）消火栓、防火水槽使用後は蓋の閉鎖を確実に行うこと。
（４）防火水槽に補水が必要であれば、現場指揮本部又は常備消防に報告すること。
（５）各車庫に到着後は次の出動に備え燃料、資器材等を確認し補充等を行うこと。

《参考》林野火災について

◯飛び火による延焼

林野火災は、他の火災と比較して飛び火延焼が多い。飛び火とは、火のついた枯葉、枯れ枝等が上昇気流に乗って舞い上がり、風に運ばれて未燃焼地域に落下して新たな火点を作って拡大するものである。飛び火距離は５０ｍから１，５００ｍに及ぶ。飛び火が道路や谷を越えて発生すると、発見の遅れ等により火災が大規模化しやすいので監視を怠らない。

◯火の動き

林野火災発生時には、消火作業の安全を高めるためにも火の動きを予測する事が大切である。

火災が斜面上を燃え上がる場合には、火先線は直線状に拡大する。火災の延焼速度は斜面上方、斜面側方、斜面下方の順に大きい。また、風は風下側への延焼速度を加速させ危険なため、常に風向を意識し活動しなければならない。

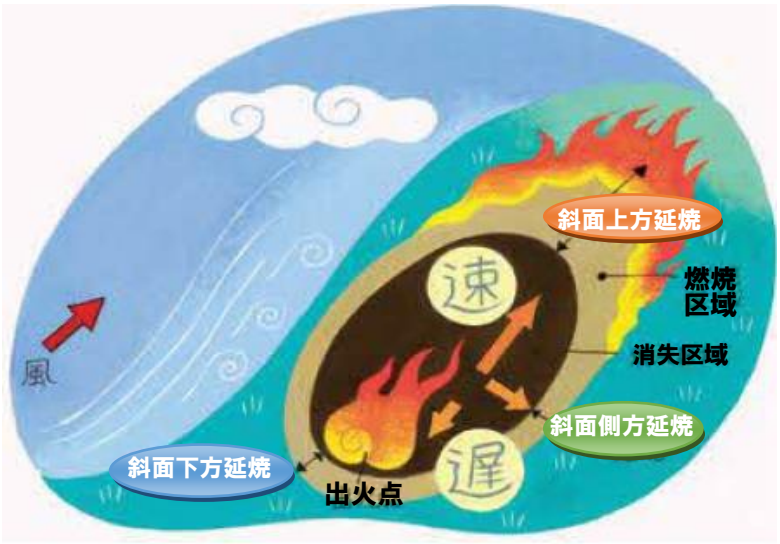

《参考》火災時のヒヤリハット事例

【事例１】

〇状況

火災に消防車両で出動し、現場付近の道路に停車し下車するためドアを開放した際、目の前の火災に気を取られ後方確認を怠ったため、後方から接近してきた車両とドアが接触しそうになった。

〇対策

機関員がサイドブレーキを引き、前後左右を確認し「よし！」の合図で降車する。

指揮者及び他の団員も必ず確認する。

【事例２】

〇状況

夜間に発生した建物火災に出動し、伝令のために現場付近を走っていた際、周囲が暗く何本のホースが入り乱れていたため、ホースにつまづき転倒した。

〇対策

夜間の災害現場は見通しがきかず多くの危険因子が存在するため、照明器具を用いて足元など周囲の安全確認を確実に行いながら行動する。

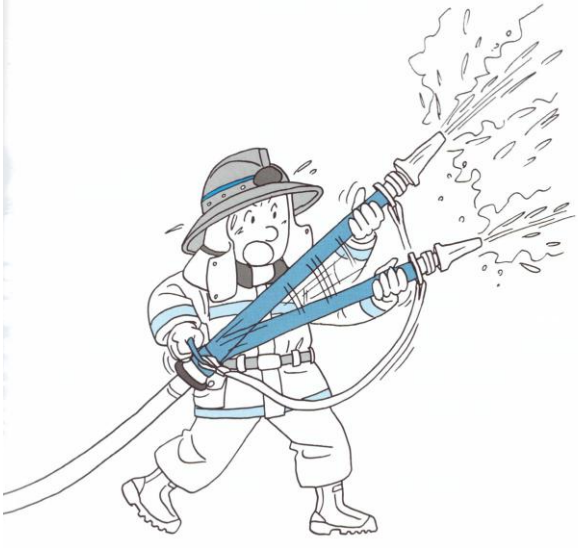

【事例３】

〇状況

火災現場に出動し、筒先担当員として一人で消火活動していた際、水圧が高くなり筒先保持が出来なくなりそうになった。

〇対策

日頃から実践的な訓練を行い、ホース圧力等について体得させる。

筒先担当は原則として２人以上で行う。

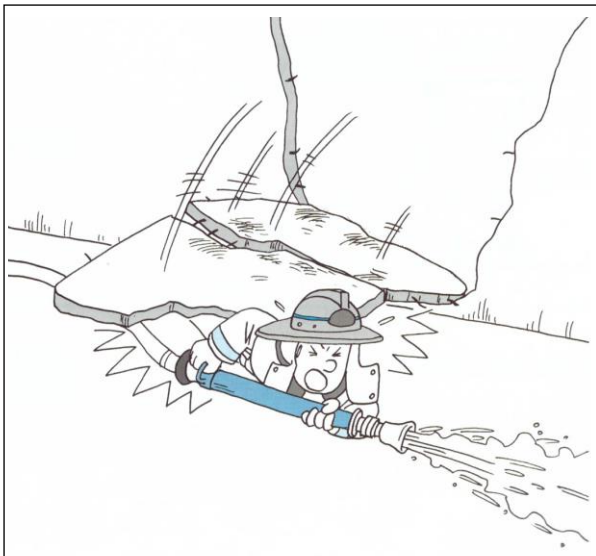

【事例４】

〇状況

木造２階建て店舗の火災に出動し、消火活動中、崩壊した壁の下敷きとなった。

〇対策

内壁、外壁の崩壊は火災による柱等の保持力低下のための、はく離落下であり、崩壊前に壁が水分を吸収して重みに耐えきれず、膨らみ、崩壊するので、亀裂、膨らみ周囲の状況を確認して行動する。

【事例５】

〇状況

住宅火災に出動し、出火建物の床上で、筒先補助員として筒先担当員とともに、移動していた際、周囲が暗く足元の状況が把握出来なかったため、足を踏み込んだ際に床が崩落し床下へ転落した。

〇対策

夜間の火災現場で活動する際には、照明器具を活用し、建物の床面に注意するとともに隊員間の連携（声かけ）をとり壁づたいに行動する。

【事例６】

〇状況

建物火災に出動し、ホース延長作業中、目の前に垂れ下がっていた電線を除けた際、電線が通電している状態であったため火傷した。

〇対策

電線が垂れ下がり危険がある場合は、電線と作業者が接触しなように板等で遮蔽して作業する。

速やかに現地本部に連絡、電力会社に通報し、電源遮断を要請する。

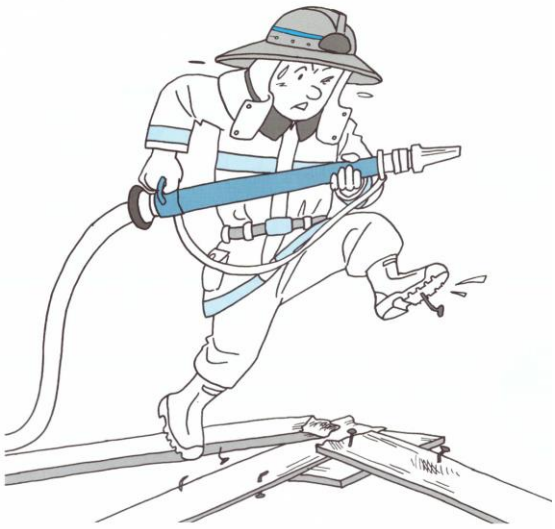

【事例７】

〇状況

木造平屋建て住宅の火災に出動し、火災堆積物の上で残火処理中、周囲が薄暗く注意力が足りなかったため、堆積物の中の釘を踏んでしまい長靴を貫通した。

〇対策

残火処理活動においても照明器具を活用し、周囲の状況に注意する。必要な場合は堆積物の除去作業を併せて行いながら、残火処理活動を行なう。

【事例８】

〇状況

林野火災に出動し道幅が狭く険しい山道を走行中進行方向修正のためハンドルの切り替えしを行おうとした際、脱輪し、崖下の転落しそうになった。

〇対策

なるべく広い場所を探して、進行方向を修正する。崖地に面する場所、地面が軟弱な場所を避けて進行方向を修正する。進行方向を修正する際には、車両の前後左右に誘導員を配置する。

【事例９】

〇状況

林野火災に出動し、山頂にて筒先担当員として眼下の谷間へ放水していた際に、風にあおられた炎が頭上を飛び、後方に新たな火災が発生し、退路を断たれそうになった。

〇対策

林野火災は地形の状況から、急に風向や風速等が変化することを想定して活動する。

一方向の火災、消失箇所にとらわれることなく、四方の状況に気を配り、退路を確保し、監視員を配置する。焼けた方向からの放水を徹底する。

第３章　風水害編

近年の異常気象により、豪雨被害が頻発している。これらに伴う河川巡視や水防活動、避難誘導などは今後も増加すると見込まれ、今後更なる水防本部、団本部、各分団の連携強化が求められることから、各関係機関とも綿密に連携協力し被害の軽減に努めること。

また、風水害は、土砂の崩壊、増水等による二次災害の危険があることから、必要な情報を収集し、現場を十分把握するとともに、活動の安全を確保する必要がある。

１　警戒巡視での留意事項

（１）警戒は、ヘルメット、救命胴衣、安全帯の装着、必要に応じ、雨合羽、ライトを使用し、必ず２人以上で行うこと。

（２）水防本部から水防時に必要な情報がメール配信されるので、随時、団員間で内容の情報共有を図ること。

（３）警戒巡視は管内全域とし小・中河川、内水被害等があれば逐一、水防本部へ報告を行うこと

《参考》水防団員の装備

・ヘルメット
・救命胴衣
・安全帯
・雨合羽（フード付き）
・手袋（滑り止め付）
・ゴム長靴
・ライト
・笛

※必ず団員同士で完全に着装出来ているか確認すること。

《重要》消防本部からの一斉メール配信について

◎台風等で災害の恐れがある時に下記の内容が配信されます。

①台風･大雨前⇒台風、大雨よる災害が予想される時点から、事前の警戒情報など。

②台風･大雨中⇒気象情報、河川の水位、災害発生情報、活動指示、水防活動情報樋管操作状況等。

2　河川巡視での留意事項

（1）堤防の法面は滑りやすいので注意し、河川の増水状況の確認等は、出来れば固定物に命綱を結着して行うこと。

（2）警戒等により河川に近づくときは、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭に置きながら行動すること。

（3）強風、突風によって河川等に転落しないように注意すること。

（4）積み土のう等で補強してある箇所に近づくときは、崩壊の危険性が高いので十分注意をすること。

（5）車両で警戒する際は、風雨により視界が悪く、路面が悪い条件となるので周囲に注意し慎重に行動すること。

《参考》命綱のサポート方法

3　浸水地域での留意事項

（1）基本的に、冠水した道路、冠水することが予想される道路は車両走行しないこと。

（2）道路の陥没や路肩の崩壊等も考えられるため、これらに注意した車両走行をおこなうこと。

（3）マンホールの吹き出しによる受傷危険やマンホール蓋の移動による転落危険があるので注意すること。

（4）浸水により危険物や劇毒物が流出することがあるため、特に工場などの周囲では、水の色や臭気に注意すること。

4　崖崩れ地域での留意事項

（1）崖崩れ箇所では、崖からの土石の落下、擁壁のふくらみ、亀裂、排水施設の崩壊などの状況を確認するとともに､崖崩れに巻き込まれないよう危険個所の真下には位置しないこと。

（2）崖下の道路の通行は極力避け、やむを得ず通過する場合は、落石、崩壊等に十分注意すること。

5　強風時の警戒での留意事項

（1）市街地及び住宅地では、瓦や看板等の落下や飛散物があるため、ヘルメットを着用し、上方にも注意して行動すること。

（2）電柱が傾斜したり倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにすること。

（3）歩行困難な強風や突風の場合は姿勢を低くし、固定物につかまるか、遮へい物を利用して身体の安全を確保すること。

6　資器材搬送時の留意事項

（1）資器材を搬送する際は、足元に注意すること。特に重量物や大量の資器材を搬送する場合には、多人数で対応し可能な限り動力機械等を活用すること。

（2）多人数で担いで搬送する際は、指揮者の号令により歩調を合わせて行うこと。

（3）車両で資器材を搬送する際は、シートやロープで固定し落下を防止すること。

7　水防工法時の留意事項

（1）水害の状況を確認後、「水防工法」ファイルを参考に、適応となる工法を選択し実施する。なお不足する資器材等は消防本部に連絡し調達すること。

（2）二次災害防止のため監視員を適宜配置すること。

（3）河川に背を向けて活動することのないように注意し、救命胴衣を着装し必要に応じて命綱等により身体を確保すること。

（4）足場を整え、無理な姿勢での作業はしないようにすること。

（5）水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、団員を順次交代し、疲労による注意力散漫に起因する事故を防止するとともに、活動していない団員は安全な場所で待機すること。

（6）夜間は、前照灯、作業灯や投光器などの照明器具を有効に活用し、周囲の状況や足元を確認し作業を行うこと。

８　水防活動時における退避基準

（１）各観測所において測定した水位が氾濫危険水位を越え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動状況等を踏まえて総合的に勘案し**退避を優先すること。**

（２）次の現象や情報が確認されたときは、二次災害の恐れがあるので退避判断等を考慮すること。

①洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。

②法の崩れが天端まで達しているとき。（この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがあるので特に注意する。）

③漏水の水量が多く、かつ濁っているとき。（この場合、漏水孔内が洗掘されているので注意する。）

④漏水に泡が混じったとき。（破堤の危険が迫っているため特に注意する。）

⑤河川水位が氾濫危険水位に迫っているとき。

《参考》水位観測所・基準水位

河川名	水　位 観測所	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判 断水位	はん濫 危険水位	計画高 水　位
久慈川	富岡	1.50m	2.50m	2.90m	3.50m	6.09m
〃	榊橋	2.70m	3.70m	6.30m	6.70m	7.54m
里川	機初	2.00m	3.00m	3.00m	3.10m	4.60m
〃	町屋	1.90m	2.50m	2.70m	3.00m	4.20m
〃	小菅					
山田川	常井橋	2.00m	3.00m	3.50m	3.80m	4.45m
浅川	大方	2.00m	2.50m	2.90m	3.10m	4.17m

はん濫危険水位（危険水位）　河川がはん濫する恐れがある水位や安全に避難するために避難を開始すべき水位。

避難判断水位（特別警戒水位）　市町村からの避難準備情報等の発表される目安となる水位。

はん濫注意水位（警戒水位）　水防団が活動を開始する目安となる水位。

計画高水位　堤防を作る際に洪水に耐えられる水位として指定する最高の水位。

《参考》警報等の種類

大雨特別警報	台風、温帯低気圧、集中豪雨等により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される場合に発表される。
大雨警報	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想した時に発表される。
洪水警報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるときに発表される。
記録的短時間大雨情報	年に一度しかおこらないような記録的短時間の大雨を観測した場合に発表される。（大雨警報発表後）
土砂災害警報情報	命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに県と気象庁が共同で発表する。（大雨警報発表後）

《参考》避難情報発令の種類

種　　類	拘束力	内　　容
避難指示（緊急）	強	災害による人的被害の危険性が非常に高まった場合や人的被害が発生した場合に発令。避難勧告よりも強制力は強い。
避難勧告	中	災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令。対象住民に避難を勧める。
避難準備情報・高齢者避難開始	弱	避難勧告や避難指示（緊急）を行うことが予想される場合に発令。高齢者ら避難に時間がかかる人に早めに避難を促す。

※水防本部の指示又は危険と判断した場合は区域の住居者、滞在者の避難誘導を実施すること。

《参考》河川に関する用語

〇右岸・左岸

河川を下流に向かって眺めたとき右側を「右岸」、左側を「左岸」と呼ぶ。

〇川側・住居地側

堤防を境にして、水が流れている方を「川側」、または「川表」。反対の家屋や農地がある方を「住居地側」、または「川裏」と呼ぶ。

《参考》風水害時のヒヤリハット

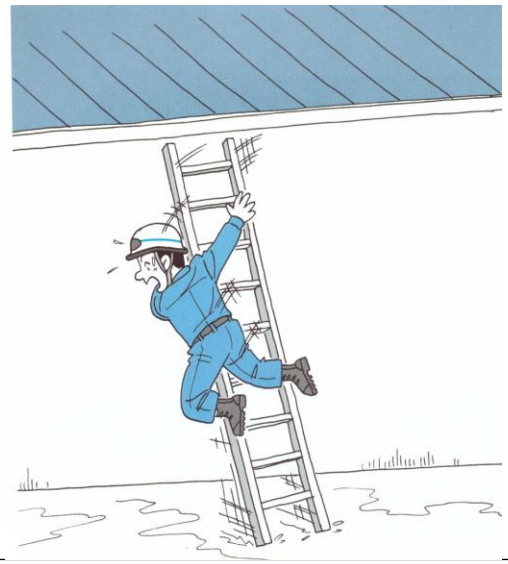

【事例１】

〇状況

強風下に出動し、住宅の屋根にシートを張るため、はしごを架け４段ほど上がった際、足もとが泥で滑り、はしごが屋根から外れたため、外壁に当たりながら転落した。

〇対策

はしご登はんの時は、必ずはしご確保要員を配置する。はしごを架ける場所は、頑丈な箇所を選定し、可能な限り固定措置を行う。

【事例２】

〇状況

河川が増水し、膝上まで冠水した橋の上を住民の避難誘導に向かうため歩いていた際、橋の上の水流が強く、足元が滑り、流されそうになった。

〇対策

避難誘導経路は、他の安全ルートを選定する。

水防活時は必ず救命胴衣を着装する。緊急やむを得ない場合は、安全確保用のロープを展張、かつ命綱を必ず装着して２名以上で行動する。

【事例３】

〇状況

台風接近による水害防御活動中、住宅付近の用水路で水位の上昇により被害発生が予測されたため土のう積みをしていた際、周囲が暗く、大雨により足場が軟弱であったため、足場を踏み外し用水路に転落した。

〇対策

作業危険エリアを明示し活動する。

安全監視員を配置し、作業危険の監視と安全指示の徹底を図る。

第４章　震災編

大規模な地震発生は、同時多発的に火災、人命救助の事案が広範囲に発生する恐れがある。消防団員は自己及び家族の安全を最優先とし、活動可能な場合は参集出動するとともに、人命に関わる救助事案、火災事案を優先して対応する必要がある。

また、地震発生時の参集は消防本部からの要請又は震度５強以上の場合においては決められた参集場所へ自主参集とする。

１　参集時の留意事項

（１）災害に備え、団員間の安否や住所の確認が出来るように連絡網を整えておくとともに、複数の手段を確保しておくこと。

（２）参集にあたっては、徒歩、自転車又はバイクとし、出来る限り自動車の使用は避けること。

（３）参集ルートについて、建物や橋梁の倒壊の影響を考慮したルート、浸水想定区域外のルート等、安全かつ迅速に参集できるルートを選定しておくこと。

（４）参集の際は、余震や建物の崩壊、落下物等に注意するとともに、可能な限り被害状況の把握に努め、正副分団長・部長への報告を行い情報の共有を図ること。

（５）火災の発生を確認した場合は、速やかに１１９番もしくは消防本部へ連絡し初期消火にあたること。

（６）発生した火災が大きく対応出来ないと判断した場合は、付近住民の避難誘導にあたること。

（７）自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無を確認すること。

（８）要救助者がいた場合、容易に救出することが出来ると判断した場合は、余震に注意し、安全管理には十分注意して複数人で救出活動にあたること。

２　活動時の留意事項

（１）現場活動にあっては、単独行動を避け、常に２名以上が協力して行うこと。

（２）ラジオ又は無線等で、常に最新の情報を入手すること。

（３）消防団の装備、資機材でできる範囲の活動をすること。（煙や炎のある建物及び延焼の恐れがある建物の屋内へは進入しない。）

（４）出動体制が整うまでは消防車庫等で待機すること。

（５）被害の状況によっては長期の活動が予想されるため、交代要員を含め参集団員を把握すること。

（６）現場までの経路は収集した情報を基に、危険箇所を十分に把握し安全管理に努めること。

（７）大規模地震の後には必ず余震があることを心得ておき、活動中については特に注意すること。
（８）巡視で得た情報や活動内容は随時、消防本部へ報告し情報の共有をはかること。
（９）正副分団長、部長は、団員の体調を常に把握し、異常があると思われる時は適宜休憩をさせること。
（10）夏季や長時間活動時においては熱中症対策を十分に図ること。また、消防団器具置場等への飲料水等の備蓄を考慮すること。

３　活動時に予想される緊急対策

（１）参集団員の安否が確認できない場合は、確認中として記録しておくこと。
　また、安否確認は定期的に行い団員の管理状態を常に把握しておくこと。
　広報や誘導活動中に住民から救助を求められた場合は人命救助を優先とするが活動の限界を超えてはならない。しかし、助け合い活動が出来る状況であればその旨を居合わせた住民に説明し協力を得ること。
（２）消防団器具置場が倒壊又は使用不可能の状況である場合は、集会所、小中学校などを選択し移動先を団指揮本部へ連絡すること。
　また、消防分団車両及び資機材についても同様とする。
（３）連絡や情報収集等の伝達手段が不能となった場合は、被害の最小化に向けて各分団が活動方針を決定し活動すること。

４　自治会や自主防災組織等との連携

　大規模災害時には、消防団は、高齢者や障害者など災害時要援護者を適切に避難誘導し安否確認を行うため、自治会や自主防災組織等の地域住民の協力を得ながら、平常時より災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努める必要がある。
　このため、自治会や自主防災組織などと一緒になって、災害時要援護者が短時間で避難可能となる方策を定めておくなど、地域ぐるみで具体的な避難方法を決めておくよう努めるものとする。